

届出に必要な書類

<①居住誘導区域外で住宅等の開発行為又は建築行為を行おうとする場合>

【届出書様式】

開発行為:様式1 建築行為:様式2 上記2つの届出内容を変更する場合:様式3

【添付書類】

開発行為:位置図(縮尺 1,000 分の1以上)、設計図(縮尺 100 分の1以上)

建築行為:配置図(縮尺 100 分の1以上)、平面図・立面図(縮尺 50 分の1以上)

上記2つの届出内容を変更する場合:当初の届出行為より、変更に係るもののみ添付

<②都市機能誘導区域外で誘導施設の開発行為又は建築行為を行おうとする場合>

【届出書様式】

開発行為:様式4 建築行為:様式5 上記2つの届出内容を変更する場合:様式6

【添付書類】

開発行為:位置図(縮尺 1,000 分の1以上)、設計図(縮尺 100 分の1以上)

建築行為:配置図(縮尺 100 分の1以上)、平面図・立面図(縮尺 50 分の1以上)

上記2つの届出内容を変更する場合:当初の届出行為より、変更に係るもののみ添付

<③都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止をしようとする場合>

【届出書様式】

様式7

【添付書類】

位置図(縮尺 1,000 分の1以上)

位置図:当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

平面図・立面図:建築物の2面以上の立面図及び各階平面図

配置図:敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 100 分の1以上)

届出は、届出書様式に添付書類およびその他参考となる事項を記載した図書を添えて、行為に着手する日の30日前までに都市計画に提出してください。

手続きの流れ

事前相談

<届出対象施設にかかる開発行為、建築等行為を行う場合>

工事着手 30 日前まで

↑
必要がある場合
調整、勧告

↓
届出書の提出(都市計画課)

↓
開発・建築等の手続き

↓
工事着手

事前相談・提出先

長久手市 建設部 都市計画課(本庁舎3階)

TEL:0561-56-0622

FAX:0561-63-2100

E-mail:keikaku@nagakute.aichi.jp

長久手市立地適正化計画 届出の手引き（概要版）

届出制度とは

本市では、都市再生特別措置法に基づく「長久手市立地適正化計画」を策定しました。

都市再生特別措置法に基づき、

①居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅の建築目的の開発行為や建築等行為

②都市機能誘導区域外で、誘導施設の建築目的の開発行為や建築等行為

③都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止

をする場合は、事前に市長への届出が必要です。

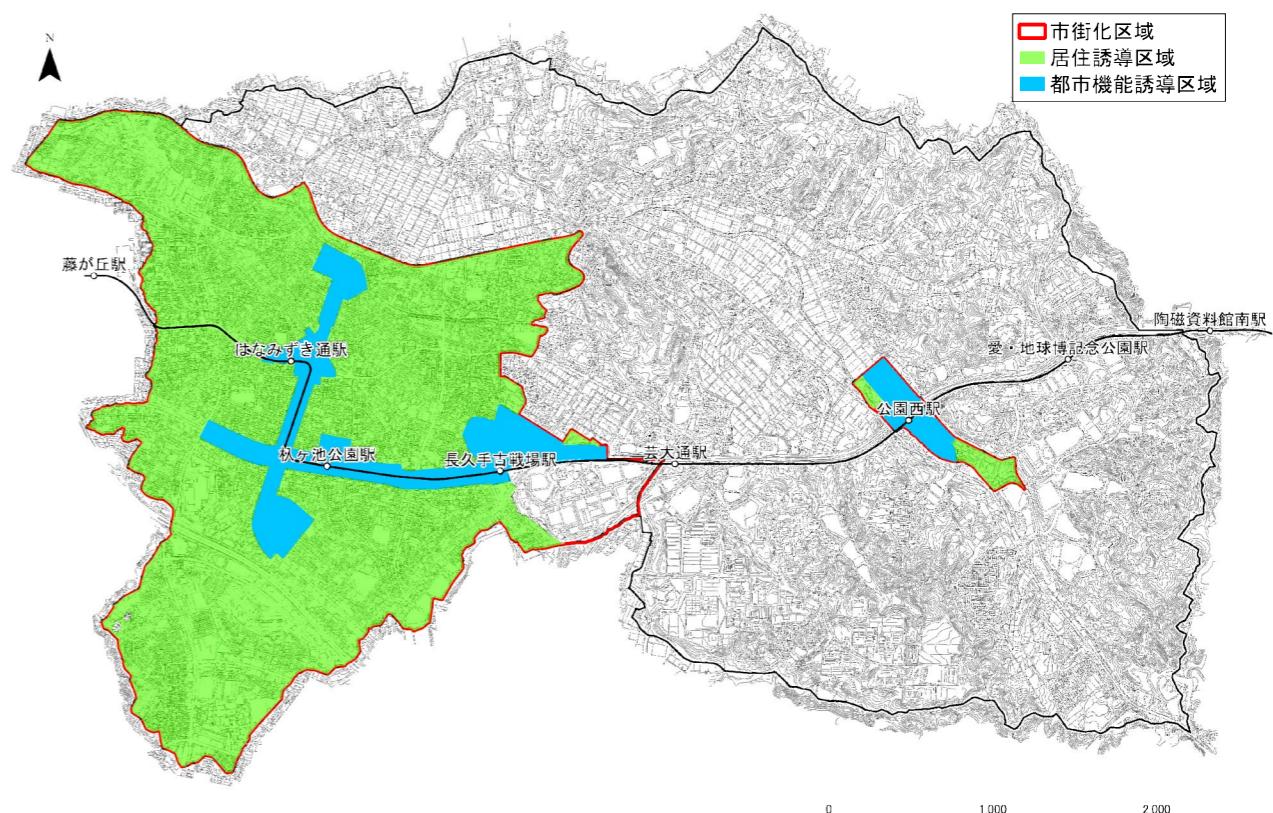
居住誘導区域・都市機能誘導区域

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域



※区域の詳細は、計画書または市ホームページをご確認ください

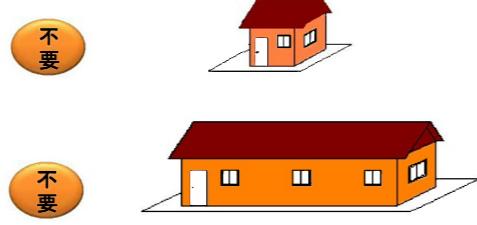
居住誘導区域外における届出について

本届出は、市が居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等の行為に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるためのものです。

<届出が必要な行為>

【①居住誘導区域外における行為】

都市再生特別措置法第 88 条第1項の規定により、居住誘導区域外で以下のような開発行為または建築行為を行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要です。

開発行為	建築行為
①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示(3戸の開発行為)】 	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示(3戸の建築行為)】 
②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000m²以上の規模のもの 【例示(1,300m²、1戸の開発行為)】 	【例示(1戸の建築行為)】 
【例示(800m²、2戸の開発行為)】 	②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

都市機能誘導区域における届出について

本届出は、市が都市機能誘導区域における誘導施設の整備に関する動向を把握し、今後の施策検討に活用するとともに、必要に応じて居住誘導のための施策に関する情報提供を行う機会を設けるためのものです。

<届出が必要な行為>

【②都市機能誘導区域外における行為】

都市再生特別措置法第 108 条第1項の規定により、都市機能誘導区域外で誘導施設の開発行為及び建築行為を行う場合は市長への届出が必要です。

開発行為	建築行為
誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

【③都市機能誘導区域内における行為】

都市再生特別措置法第 108 条の2第1項の規定により、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合は市長への届出が必要です。

<届出の対象となる誘導施設>

機能	誘導施設	内容	長久手古戦場・杣ヶ池公園・はなみずき通駅ゾーン	公園西駅ちかエリア
商業	商業施設	店舗面積 15,000 m²以上の商業施設	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
教育・文化	図書館	長久手市中央図書館	<input checked="" type="radio"/>	
	文化施設	長久手市文化の家	<input checked="" type="radio"/>	
交流	交流施設	リニモテラス公益施設	<input checked="" type="radio"/>	